

◎ 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案新旧対照表
 ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）〔抄〕（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
〔略〕	〔略〕	〔新設〕	〔新設〕
<p>国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律（平成二十八年法律第 号）</p>	<p>第四条第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務</p>		

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十一の二 〔略〕</p> <p>四十二 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律（平成二十八年法律第 号）第三条第一項に規定する基本方針の策定に関すること、同法第四条第一項又は第二項に規定する第一種重要国土区域又は第二種重要国土区域の指定に関すること、同法第六条に規定する重要国土基礎調査に関すること、同法第十三条に規定する第一種重要国土区域内に所在する土地等の取引等の届出及び変更勧告等に関すること、同法第十四条に規定する第一種重要国土区域内に所在する土地等の取引等の報告に関すること、同法第十五条に規定する第一種重要国土区域内に所在する土地等に関する権利の買取りに関すること、同法第十七条に規定する第一種重要国土区域内に所在する土地等の収用又は使用に関すること並びに同法第二十七条に規定する第二種重要国土区域内に所在する土地等の取引等の報告に関するこ</p>	<p>（所掌事務） 第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十一の二 〔略〕</p> <p>四十二 削除</p>

と。

四十三〜六十二
〔略〕

四十三〜六十二
〔略〕